職員の給与に関する条例及び白岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の 一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定及び埼玉県人事委員会勧告を踏まえ、職員 の給料表及び諸手当の支給割合の改定等を行うため、職員の給与に関する条例等の一部 を改正するものである。

2 改正の概要

- (1) 第1条関係(通勤手当、一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当)
 - ア 通勤手当の改定
 - ・距離区分に応じた支給額について、国の引上げに準じて改定
 - ・令和7年4月から改正条例施行までの較差相当分は差額分として遡及支給
 - イ 給料月額の改定
 - ・国の引上げに準じた給料表への改定
 - ・令和7年4月から改正条例施行までの較差相当分は差額分として遡及支給
 - ウ 令和7年12月期の期末手当の支給割合の改定
 - ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員「100分の125」→「100分の127.5」(+0.025月)
 - · 定年前再任用短時間勤務職員

 $\lceil 1\ 0\ 0\ \text{分の}\ 7\ 0\ | \rightarrow \lceil 1\ 0\ 0\ \text{分の}\ 7\ 2\ .$ 5 | (+0.025月)

- エ 令和7年12月期の勤勉手当の支給割合の改定
 - ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員「100分の105」→「100分の107.5」(+0.025月)
 - · 定年前再任用短時間勤務職員

 $\lceil 10000050 \rceil \rightarrow \lceil 10000052.5 \rceil$ (+0.025月)

- (2) 第2条関係(一般職の期末手当及び勤勉手当) *令和8年4月1日以降
 - ア 期末手当の支給割合の改定
 - ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員「100分の127.5」→「100分の126.25」
 - ・定年前再任用短時間勤務職員

「100分の72.5」→「100分の71.25」

イ 勤勉手当の支給割合の改定

- ・定年前再任用短時間勤務職員以外の職員「100分の107.5」→「100分の106.25」
- ・定年前再任用短時間勤務職員「100分の52.5」→「100分の51.25」

(3) 第3条関係(特定任期付職員の給料月額)

給料月額の改定

・国の引上げに準じた給料表への改定

3 施行期日等

- 第1条 令和8年1月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 第2条 令和8年4月1日から施行する。
- 第3条 令和8年1月1日から施行する。

≪参考≫

期末・勤勉手当の支給割合の改定

	6月期		1 2月期		合計	
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉
令和7年度	1. 25	1.05	1. 25	1.05	2.50	2. 10
(改正前)	(0.70)	(0.50)	(0.70)	(0.50)	(1.40)	(1.00)
令和7年度	1. 25	1.05	1. 275	1. 075	2. 525	2. 125
(改正後)	(0.70)	(0.50)	(0. 725)	(0. 525)	(1. 425)	(1. 025)
令和8年度	1. 2625	1. 0625	1. 2625	1. 0625	2. 525	2. 125
以降	(0. 7125)	(0. 5125)	(0. 7125)	(0. 5125)	(1. 425)	(1. 025)

※支給割合の下段(括弧書き)は、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合である。 支給割合の表記について、条例では分数であるが、上記の表では小数としている。